

ひと ひと
女と男で築く、やさしく住みよいまちづくり

第2次

宇城市男女共同参画計画

概要版

1

計画の趣旨



男女共同参画とは……

私たちの普段の生活の中で、男性と女性がお互いを対等なパートナーと認め合い、それぞれの個性を尊重しながら、ともに協力していくことのできる社会を目指すことです。

このための第一歩は、まず私たちの身の回りから、男女の固定的な役割分担や、男女間の格差など、「おかしいな？」と思うようなことに気づくことです。

2

計画の性格と期間



この計画は、第1次宇城市男女共同参画計画の見直しで、「宇城市男女共同参画推進条例」に基づき、国や県の「第3次男女共同参画計画」との整合性を保ちながら、男女共同参画社会の形成に関して、総合的かつ計画的に講ずるべき施策について体系化し、現代の社会情勢及び市民の意識、価値観の変化などに対応し、今後の方向性を定めています。



市、市民及び事業者が、家庭・地域・職場・学校などのあらゆる場において男女共同参画を推進するための目標・指針です。



本計画の期間は、平成24年度から、平成28年度までの5年間です。

重点目標	項目	実績値 平成22年度	目標値 平成28年度
社会制度・慣行の見直し、意識の改革	政治・政策決定について「平等である」と回答した人の割合	20.8%	30.0%
	社会通念・習慣・しきたりについて「平等である」と回答した人の割合	14.3%	20.0%
	市職員の管理職登用	11.4% (平成23年度)	30.0%
	市の女性嘱託員数	0人 (平成23年度)	5人
男女の人権尊重	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）の認知度	83.9%	100%
	乳がん検診受診率	34.9%	35.0%
	子宮がん検診受診率	24.0%	30.0%
家庭・地域での男女共同参画推進	育児、子どものしつけへの参画について、自分と配偶者が同じくらいと回答した人の割合	23.0%	50.0%
	市職員における男性の育児休業取得人数	0人	5人
	市内市立小・中学校男女混合名簿導入	14/18校	18/18校
就業の場での男女共同参画推進	家族経営協定（農業）の締結戸数	124戸	継続して向上を図る
住民が安心して生活できる環境づくり	消防団員数（うち女性消防団員数）	1,733人 (73人)	1,800人 (継続して向上を図る)

ひとひと 女と男で築く、やさしく住みよいまちづくり

重点目標	施策の基本方向	主要施策
I 社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 3 国際的視野に立った男女共同参画の推進	(1) 市民に対する意識啓発 (2) 市業務の見直し (1) 女性リーダーの育成支援 (2) 行政への女性の積極的登用 (1) 国際的視野に立った男女共同参画の推進
II 男女の人権尊重	1 人権に関する意識啓発 2 あらゆる形態の暴力の根絶 3 生涯を通じた男女の健康支援	(1) 広報・セミナーなどによる啓発 (2) 男性と子どもにとっての男女共同参画の推進 (1) DV・ハラスメント・いじめ・虐待などの防止と被害者の救済 (2) DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する広報 (1) 各種健康づくりの促進 (2) 教育事業の推進
III 家庭・地域での男女共同参画推進	1 高齢者・障がい者福祉の推進 2 子育てに関する支援の充実 3 男女の仕事と生活の調和 4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 福祉サービスの推進 (2) 高齢者・障がい者の社会参画促進 (1) 子育て支援サービスの推進 (2) 相談・情報提供の充実 (1) 仕事と家庭の両立 (2) 家庭生活での男女共同参画促進 (1) 男女平等を基本とする学校教育・幼児教育（保育）の推進 (2) 教育関係者の啓発 (3) 社会教育の充実
IV 就業の場での男女共同参画推進	1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保 2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進	(1) 事業所に対する啓発 (2) 職場環境の整備 (3) 様々なハラスメント防止対策の推進 (1) 商工業の活性化と男女共同参画推進 (2) 農林水産業の活性化と男女共同参画推進
V 住民が安心して生活できる環境づくり	1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進	(1) 人にやさしい安全・安心のまちづくり (2) 男女共同参画の視点に立った防災の基盤づくり

宇城市男女共同参画推進条例では、「家庭」、「学校」、「職場」、「地域社会」それぞれで実現すべき姿を以下のように定めています。



家庭では・・・

- 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われ、職場や地域など社会における活動と両立できる家庭
- 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
- 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族がお互いの人権を尊重し合う家庭



学校では・・・

- 一人一人の個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進され、進学や就職に関し性別にとらわれることなく、多様な選択ができるような進路指導が行われる学校
- 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
- 教職員等の研修が実施され、男女共同参画社会の形成が促進される学校
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校



職場では・・・

- 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できる職場
- 男女が共に育児、介護等に係る休業や休暇を安心して取得でき、ゆとりをもって家庭生活と職業生活が両立できる職場
- セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける職場



地域社会では・・・

- 性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会
- 男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことにより、心豊かに安心して暮らせる地域社会

第2次宇城市男女共同参画計画（概要版）

～ひとひと女と男で築く、やさしく住みよいまちづくり～

宇城市 総務部 人権啓発課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

電話 0964-32-1111（代表）FAX 0964-32-0110

<http://www.city.uki.kumamoto.jp/>